

「マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ」について

	令和9年までの工程	主な担当
きめ細かな社会保障等の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ●インフラ整備 <ul style="list-style-type: none"> ・給付事務の迅速化・効率化のため、公金受取口座が更に多くの給付等で利用できるよう、対象を順次拡大 ・公金受取口座について様々なチャネルを通じて口座登録を促進 ●生活保護 <ul style="list-style-type: none"> ・申請や給付における公金受取口座を活用した迅速かつ効率的な手続を推進、事務の負担軽減のためマイナンバーを用いた情報連携システムなどの活用徹底(令和5年～) ・マイナンバーカードを活用して、頻回受診傾向がある者への早期助言等(令和7年～) ●医療・介護 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードも活用して、健康・医療情報(診療・服薬・健診・検診・予防接種等)の履歴を蓄積することで、生涯にわたる健康管理と医療・介護等のサービスの更なる質の向上を図る(段階的) ・今後、預貯金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、 <ul style="list-style-type: none"> －所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ能力に応じた負担を求めることを、公平性の観点を踏まえながら議論 －介護保険の補足給付について、事務の迅速化・効率化に向けた活用を検討 ●子育て <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルを通じた子育て関連の情報・手続サービスの使い勝手を改善するとともに、子育て世代への周知・普及を強化 	厚生労働省 デジタル庁 こども家庭庁
行政事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー利用可能事務・情報連携の対象範囲拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー法改正法案を国会提出予定(令和5年)：法定事務に準ずる事務へ利用可能範囲を拡大、情報連携できる事務は下位法令で規定、システム等の整備 ●マイナポータルの拡張・改善と地方自治体の住民手続の簡便化・迅速化 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て・介護等の26手続のオンライン化が未導入の地方自治体に対する順次働き掛け ・オンラインによる転出届・転入予約サービス(令和5年～) ・分かりやすいデザインに改善し先行版を公開(令和4年末)、利用者からのフィードバック等を踏まえて順次改善 ●国から自治体への情報提供や自治体から国への問合せに対応する体制の改善 ●地方自治体の先進事例・独自利用事例の把握と全国への横展開(令和5年～) 	デジタル庁
所得情報等の活用・情報連携	<ul style="list-style-type: none"> ●所得情報のデジタル化・統一化 <ul style="list-style-type: none"> ・国税・地方税における給与所得情報の提出の統一化・共通化の実現方法についての検討・予算要求・調達(～令和6年)、システムの整備・実装(令和6年～9年) ・所得情報提出手続のデジタル化・迅速化と中小企業の利便性向上： <ul style="list-style-type: none"> －現状において紙提出が認められている所得情報の電子提出を拡大することについて検討(令和4年～) －中小企業における所得情報の電子提出を容易にする更なる利便性向上策についての検討(令和4年～) ・フリーランスやギグワーカーなどの所得情報提出の効率化：プラットフォーム事業者からの所得情報提出を可能とすることについて検討(令和4年～) ●マイナポータルによる手続簡便化 <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告(e-Tax)における必要書類のマイナポータル連携拡大：社会保険料控除証明書(国民年金)・公的年金等の源泉徴収票を対象に追加(令和5年) ・社会保険・税手続ワンストップ化・ワンズオンリー化(認定クラウド等に提出済の所得情報を各種手続に利活用できる仕組み)：源泉徴収票や特定口座年間取引報告書の利活用を開始(令和5年) ●所得情報の把握の早期化 ●資産情報とマイナンバーの紐付け <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金口座へのマイナンバー付番を推進：口座管理法施行に向けて預金保険機構・金融機関と連携してシステム整備(～令和6年) ・固定資産へのマイナンバーの紐付けについて地方自治体等における取組を推進。原則全ての市町村において自らの住民の固定資産とマイナンバーが紐付け可能(～令和8年目途) 	財務省 国税庁 総務省 デジタル庁 法務省
国民理解の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーの具体的な利活用の方法やこれによって実現する利便性の全体像を公表・更新(令和5年) ●マイナンバーの活用実績を分かりやすく定期的に公表(令和5年～) ●国民の意識調査を実施し、調査結果を分析した上で、対応策を検討・策定(令和5年～) ●セキュリティと個人情報保護に関する効果的な広報を国民や地方自治体の意見を分析しながら実施(令和5年～) 	デジタル庁